

武蔵野市指定排水設備工事事業者規則の一部を改正する規則

武蔵野市指定排水設備工事事業者規則（平成13年3月武蔵野市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人の場合は、住民票（日本国籍を有しない者にあつては、これに代わる書類）並びに条例第7条の3第2項第1号及び第2号に該当しないことを証する書類（日本国籍を有しない者にあつては、条例第7条の3第2項及び第2号に該当しないことを証する誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。）</u></p> <p>(2) 法人の場合は、商業登記事項証明書及び代表者に関する<u>前号に定める書類</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>専任する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の名簿（第3号様式）及び常用の雇用</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人の場合は、住民票の写し（日本国籍を有しない者で、住民票の写しを提出できないものにあつては、これに代わる書類）及び誓約書（第2号様式）</u></p> <p>(2) 法人の場合は、商業登記事項証明書及び代表者に関する<u>誓約書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>専任責任技術者名簿（第3号様式）及び常用の雇用関係等を証する書類</u></p>	<p>号の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の改正</p>

<p style="text-align: center;"><u>関係を証する書類</u></p> <p>(5) 専任する<u>責任技術者</u>の排水設備工事責任技術資格者証（以下「責任技術資格者証」という。）の写し</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(登録の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の申請をする者は、申請書に住民票の一部の写し（<u>日本国籍を有しない者について</u>は、これに代わる書類）及び写真を添付するとともに、責任技術資格者証を提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(責任技術者の届出)</p> <p>第10条 責任技術者（第8条第4項の規定により責任技術者登録申請書を提出したものとみなされた者を除く。）は、責任技術資格者証の記載事項に異動があったときは、直ちに責任技術者異動届（第10号様式）に異動の事実を証する書類及び責任技術資格者証を添付して、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(5) 専任する<u>排水設備工事責任技術者</u>（以下「責任技術者」という。）の排水設備工事責任技術資格者証（以下「責任技術資格者証」という。）の写し</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(登録の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の申請をする者は、申請書に住民票の一部の写し（<u>日本国籍を有しない者で、住民票の写しを提出できないもの</u>にあつては、これに代わる書類）及び写真を添付するとともに、責任技術資格者証を提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(責任技術者の届出)</p> <p>第10条 責任技術者（第8条第4項の規定により責任技術者登録申請書を提出したものとみなされた者を除く。）は、責任技術資格者証の記載事項に異動があったとき<u>又は条例第7条の7第5項第1号に掲げる欠格事由に該当するに至ったときは</u>、直ちに責任技術者異動届（第10号様式）に異動の事実を証する書類及び責任技術資格者証を添付して、</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
---	--	--

	市長に届け出なければならない。 <u>2 責任技術者の法定代理人又は同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、直ちに責任技術者異動届に責任技術資格者証を添付して、市長に届け出なければならない。</u>	項の追加
<u>第1号様式</u> (別添1のとおり)	<u>第1号様式</u> (別添2のとおり)	様式の改正
<u>第2号様式</u> (別添3のとおり)	<u>第2号様式</u> (別添4のとおり)	様式の改正
<u>第3号様式</u> (別添5のとおり)	<u>第3号様式</u> (別添6のとおり)	様式の改正
<u>第7号様式</u> (別添7のとおり)	<u>第7号様式</u> (別添8のとおり)	様式の改正
<u>第8号様式</u> (別添9のとおり)	<u>第8号様式</u> (別添10のとおり)	様式の改正
<u>第10号様式</u> (別添11のとおり)	<u>第10号様式</u> (別添12のとおり)	様式の改正

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の武蔵野市指定排水設備工事事業者規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項又は第2項の規定により提出さ

れた指定工事事業者（指定・更新）申請書及び同条第3項の規定により添付された書類は、改正後の武蔵野市指定排水設備工事事業者規則（以下「新規則」という。）第3条第1項又は第2項の規定により提出され、かつ、同条第3項の規定により添付されたものとみなす。

- 3 この規則の施行前に、旧規則第6条第2項の規定により提出された指定工事事業者異動届は、新規則第6条第2項の規定により提出されたものとみなす。